

# セーフティーネット保証第5号（イ）の認定基準

## 認定要件

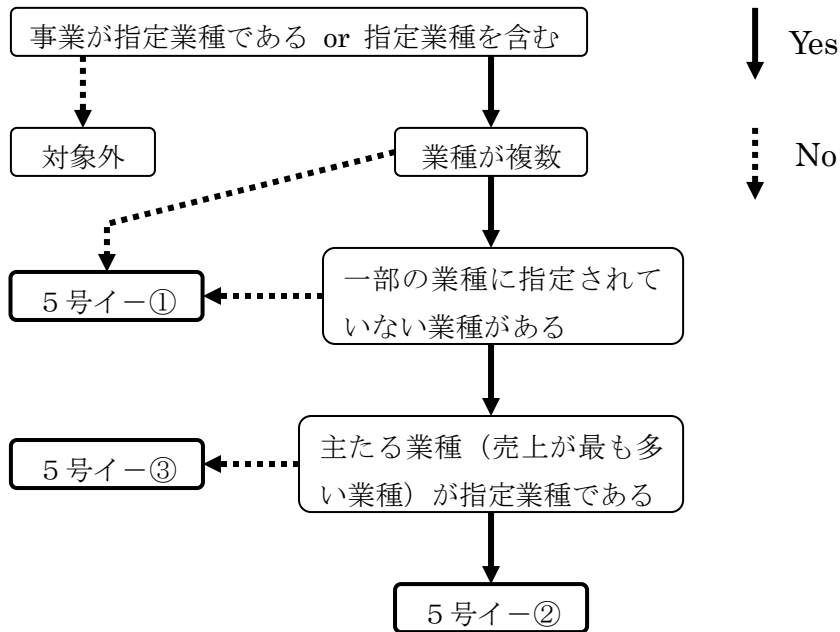
- ① 中小企業庁の定めるセーフティーネット保証5号の指定業種（平成24年11月1日以降の指定業種）であること。もしくは指定業種を含めた事業を行っていること。
- ② 5号（イ）-①～③におけるそれぞれの減少率等の条件を満たしていること。

## 必要書類

1. 認定申請書（2部）、添付書類（1部）
2. 会社案内書
3. 登記簿謄本（法人）、住民票（個人事業主の場合）  
※謄本が他にも必要な場合、コピーと一緒に持ちいただければ確認後原本はお返しいたします。（原本確認還付）
4. 確定申告書・決算書の写し（直近の申告分）
5. 売上対比に記入した月別売上高を証明する書類  
※合計残高試算表、売上帳簿、得意先元帳、受注明細書等
6. 事業許認可証等（営んでいる事業全て）
7. 会社の事業内容の紹介する書類等（ある場合）

## セーフティーネット保証第5号(イ)の認定条件について

### ○ 業種条件



### ○ 売上減少条件

#### イー①

- i) 最近3ヶ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べて5%以上減少している。

#### イー② (全ての条件を満たすこと)

- i) 主たる業種の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している。
- ii) 会社全体の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している。

#### イー③ (全ての条件を満たすこと)

- i) 指定業種の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で減少していること (%は問わない)
- ii) 会社全体の最近の3ヶ月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高(受注高等)の減少額の割合が5%以上であること。
- iii) 会社全体の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。